官報号外　第[redacted]号

公告

破産手続開始

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第[redacted]号
[redacted]
債務者[redacted]
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第[redacted]号
[redacted]
債務者[redacted]
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第[redacted]号
[redacted]
債務者[redacted]
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第[redacted]号
[redacted]
債務者[redacted]
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第[redacted]号
[redacted]
債務者[redacted]
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第[redacted]号
[redacted]
債務者[redacted]
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第[redacted]号
[redacted]
債務者[redacted]
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第[redacted]号
[redacted]
債務者[redacted]
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第[redacted]号
[redacted]
債務者[redacted]
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第[redacted]号
[redacted]
債務者[redacted]
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第[redacted]号
[redacted]
債務者[redacted]
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第[redacted]号
[redacted]
債務者[redacted]
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第[redacted]号
[redacted]
債務者[redacted]
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第[redacted]号
[redacted]
債務者[redacted]
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第[redacted]号
[redacted]
債務者[redacted]
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第[redacted]号
[redacted]
債務者[redacted]
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで　金沢地方裁判所